

北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

《国保税率（額）の改定の趣旨》

北広島市国民健康保険事業は、一般会計ではなく、特別会計により運営しています。平成17年度に国保税を改定してから、税率（額）の据え置きと年々増加する歳出により大変厳しい状況が続いております。現在、保険税として収入すべき額の不足分の全てを一般会計からの法定外繰入金によって補てんしている状況にあり、今後も多額の財源不足が見込まれています。

今後の安定的な事業運営と財政の健全化を図ることを目的に、国民健康保険税率（額）を改定するため、北広島市国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

《国保税率（額）改定（案）》

財源不足額の全てを税負担とすることは、国保加入者の方への影響が大きく、また、平成27年度については、介護保険料の改定も予定されていることから、2重の負担にならないよう配慮し、基礎分（医療分）、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のうち介護納付金分の税率（額）を改定します。

	区 分		現 行	改定後	差
	国民健康保険税	基礎分 (医療分)	所得割 <small>(被保険者それぞれの総所得額等から、基礎控除33万円をそれぞれ控除した額に、右に示す税率を乗じた額)</small>	7.00%	据え置き
均等割 <small>(被保険者1人につき右に示す額)</small>			22,000円		
平等割 <small>(1世帯につき右に示す額)</small>			24,000円		
後期高齢者支援金等分		所得割	2.00%	据え置き	
		均等割	5,000円		
		平等割	8,000円		
介護納付金分 (40歳以上64歳以下)		所得割	2.00%	2.40%	0.40%
		均等割	7,000円	9,100円	2,100円
		平等割	4,000円	4,800円	800円

※ 基礎分(医療分) 国保加入者の医療費等をまかなうための保険税

※ 後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度を74歳以下の全国民で支えるための保険税

※ 介護納付金分 介護保険制度を支えるため、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)が納付する介護納付金のための保険税

(参考資料)

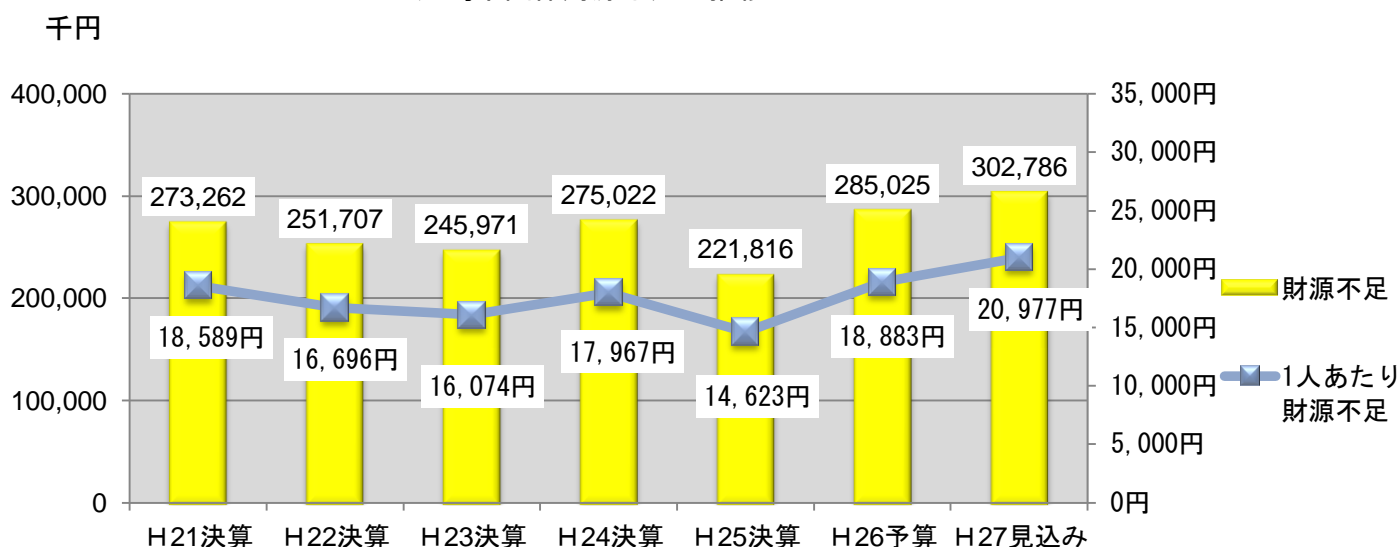
1 北広島市国民健康保険事業の財政状況

(1) 国保事業の財源不足の状況

国保財政は、ここ数年2億円を超える財源不足が続いており、その全額を一般会計からの法定外繰入金により補てんしている状況にあります。

財源の不足額は、平成25年度では約2億2千1百万円、平成26年度予算では約2億8千5百万円、平成27年度見込みでは約3億2百万円と増加が見込まれています。

北広島市国保財源不足の推移



財源不足の主な要因としては、保険税の3つの区分のうち、基礎分（医療分）においては、医療費等の保険給付費が年々増加していることが挙げられます。

また、後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療制度へ納める支援金のための保険税であり、介護納付金分は、介護保険制度へ納める納付金のための保険税であり、財源は保険税と定率で支払われる国、道の負担金等です。支援金、納付金が増加しているのに対し、保険税が伸びず財源不足の状況にあります。

後期高齢者支援金と介護納付金に対する財源不足

(単位:千円)

	後期高齢者支援金等分の収支			介護納付金分の収支		
	歳出 (後期高齢者支援金等)	歳入	財源不足	歳出 (介護納付金)	歳入	財源不足
平成24年度決算	770,320	692,426	▲ 77,894	312,152	272,709	▲ 39,443
平成25年度決算	819,803	723,115	▲ 96,688	328,529	283,859	▲ 44,670
平成26年度予算	813,068	687,247	▲ 125,821	325,078	272,948	▲ 52,130
平成27年度見込み	837,368	743,453	▲ 93,915	320,683	281,077	▲ 39,606

※歳入は法定外繰入金を除く。

(参考資料)

(2) 被保険者1人当たりの状況

法定外の繰り入れは、国保加入者以外の市民の方にも負担していただくこととなりますが、当市の1人当たり法定外繰入金は、石狩管内平均と比較して約2.55倍、道内平均と比較して2.57倍と非常に高くなっています。また、1人当たり保険税調定額は、石狩管内平均より6,908円、道内平均より11,921円低くなっています。

被保険者1人当たりの状況

(平成24年度決算状況)

	北広島市	管内平均	道内平均	道内順位
1人当たり法定外繰入金	17,967円	7,020円	6,975円	36位／157保険者
1人当たり保険税調定額	80,659円	87,567円	92,580円	135位／157保険者

2 石狩管内市の国保税(料)率(額)

(平成26年度)

	基礎分(医療分)			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
札幌市	8.83%	19,710円	32,140円	2.77%	5,250円	10,090円	3.32%	6,680円	9,840円
江別市	8.30%	24,000円	25,500円	1.60%	5,000円	5,500円	1.70%	8,800円	-
千歳市	7.41%	19,300円	21,500円	2.35%	5,900円	6,500円	2.20%	6,700円	5,700円
恵庭市	7.70%	21,400円	22,400円	2.40%	6,400円	6,800円	2.40%	8,700円	5,600円
石狩市	8.05%	20,000円	29,500円	2.00%	5,400円	7,600円	2.10%	7,100円	6,900円
北広島市	7.00%	22,000円	24,000円	2.00%	5,000円	8,000円	2.00%	7,000円	4,000円

(参考資料)

3 国保税率(額)改定の影響

(1) モデル世帯の保険税比較表

条件: 夫婦ともに40歳以上64歳以下、収入は夫のみ、子は40歳未満

(単位:円)

所得金額	給与収入 (換算)	年金収入 (換算)	一人世帯			二人世帯(夫婦)			三人世帯(夫婦+子1人)			四人世帯(夫婦+子2人)		
			現行税額	改定税額	差額	現行税額	改定税額	差額	現行税額	改定税額	差額	現行税額	改定税額	差額
330,000	980,000	1,030,000	21,000	21,800	800	31,200	32,700	1,500	39,300	40,800	1,500	47,400	48,900	1,500
575,000	1,225,000	1,275,000	61,900	64,300	2,400	78,900	82,300	3,400	92,400	95,800	3,400	105,900	109,300	3,400
1,570,000	2,593,333	2,590,000	206,400	214,200	7,800	240,400	250,300	9,900	241,200	250,100	8,900	262,800	271,700	8,900
2,500,000	3,803,000	3,833,333	308,700	320,200	11,500	342,700	356,300	13,600	369,700	383,300	13,600	396,700	410,300	13,600
3,000,000	4,427,999	4,452,941	363,700	377,200	13,500	397,700	413,300	15,600	424,700	440,300	15,600	451,700	467,300	15,600
4,000,000	5,675,999	5,629,412	473,700	491,200	17,500	507,700	527,300	19,600	534,700	554,300	19,600	561,700	581,300	19,600
5,000,000	6,888,889	6,805,882	583,700	605,200	21,500	617,700	641,300	23,600	644,700	668,300	23,600	671,700	695,300	23,600
6,000,000	8,000,000	7,952,632	689,300	709,300	20,000	716,300	736,300	20,000	743,300	763,300	20,000	768,900	790,300	21,400

	7割軽減・世帯の前年の総所得等の合計が33万円以下
	5割軽減・世帯の前年の総所得等の合計が33万円+(被保険者の人数)×24万5千円以下
	2割軽減・世帯の前年の総所得等の合計が33万円+(被保険者の人数)×45万円以下

※所得階層別世帯構成 (平成25年度) ●33万円以下~40.4% ●33万円超100万円以下~17.07% ●100万円超200万円以下~26.7%
●200万円超300万円以下~9.3% ●300万円超~6.53%

(2) 1人当たり保険税調定額及び1世帯当たり保険税調定額

(平成27年度見込み)

区分	現行税率	改定後税率	差	上昇率
1人当たり保険税調定額	81,603円	82,903円	1,300円	1.59%
1世帯当たり保険税調定額	131,560円	133,656円	2,096円	1.59%

(参考資料)

(3) 税不足額の縮減

介護納付金分の税率(額)を改定することにより不足額は約3億2百万円から約2億8千2百万円に圧縮され、約2千万円の縮減が図られる見込みです。

(平成27年度見込み)

区 分		現行税率	改定後税率
税不足額	基礎分 (医療分)	169,265千円	169,265千円 (0千円)
	後期高齢者 支援金等分	93,915千円	93,915千円 (0千円)
	介護納付金分	39,606千円	19,803千円 (▲19,803千円)
	合計	302,786千円	282,983千円 (▲19,803千円)

※()内は現行との差額

4 経過と今後のスケジュール

平成26年 10月 7日 北広島市国民健康保険運営協議会へ「国民健康保険税率等の見直しについて」

諮問兼審議

10月 23日 審議

11月 5日 審議

11月 7日 答申

12月 16日 民生常任委員会報告

12月 17日 パブリックコメント開始

平成27年 1月 16日 パブリックコメント終了

2月 パブリックコメント結果報告

3月 平成27年第1回定例会に提案

4月 1日 施行予定 市HPへの掲載

5月 市広報への掲載